

いじめ根絶プロジェクト【いじめ防止基本方針】

西根中学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

小さな違反や規範意識の低下を見逃さず、学校全体で生徒の社会的な資質の向上を支援していくことにより、いじめの未然防止に努める。

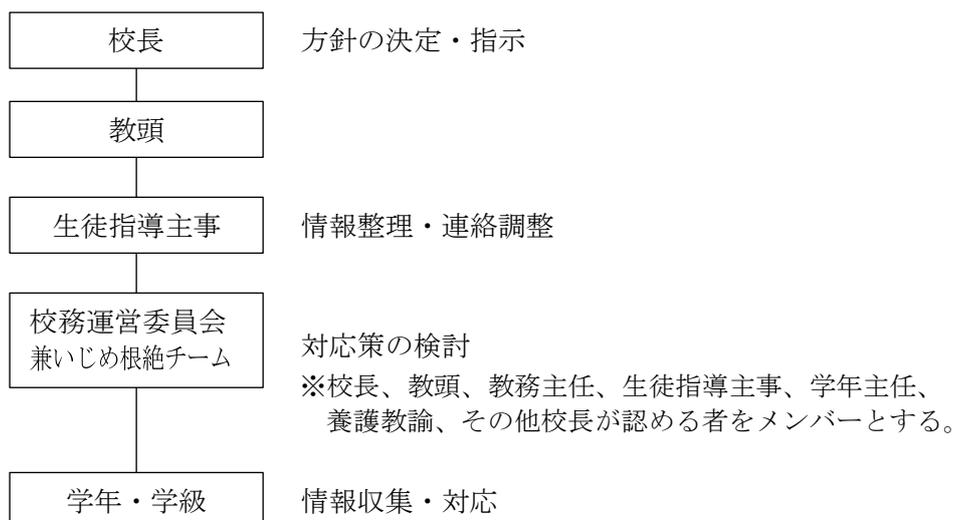
定義	「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。
基本的な考え方	① いじめ対応にあたって、これまでの「いじめは、どこでもどの生徒においても起こり得る」というレベルから、「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する。 ② いじめは人間として決して許されない行為である。いじめの被害者側にも問題があるなどの考えは一切否定されるべきものであり、「いじめは絶対に許さない」という強い気持ちをもって取り組む。 ③ いじめは、暴力行為の有無にかかわらず、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生徒の生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあることを想定し対応していく。 ④ いじめ根絶に向けて、学校とともに保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。

2 いじめ根絶に向けての取り組み

- ① 未然防止 いじめを生まない環境づくり
 - 一人ひとりの居場所のある温かな学級経営の推進（居場所づくり・絆づくり）
 - ・教師と生徒，生徒同士の信頼関係の構築
→生徒が安心して学べる環境づくり，生活記録や自主学習ノートを活用したペンによるコミュニケーション：居場所づくり
 - ・生徒一人ひとりの個性・良さを伸ばす取り組み
→授業や学校行事，部活動等においてすべての生徒が活躍できる場の設定，自己有用感の育成：絆づくり
 - ・家庭，地域への啓発 → 学年懇談会，学年通信 等
 - 「わかる授業」の実施
 - ・生徒の意欲を喚起する課題設定と授業展開の工夫（現職教育研究副主題）
 - ・個に応じた指導の充実（補充的な学習・発展的な学習）
 - ・学習マネジメントスキルの育成（授業のルール，自主学習のしかた等の指導）
 - 豊かな人間性・社会性を育む教育活動の推進
 - ・道徳教育の充実（重点項目「生命の尊重」「思いやりのある心」）

- ・体験教育の充実（総合的な学習の時間：キャリア教育・学校行事）
 - 1 学年：地域の産業体験・学習旅行
 - 2 学年：職業体験・仙台フィールドワーク
 - 3 学年：修学旅行
- ・協同的な特別活動の充実（各種委員会，部活動，文化祭運営）
- 組織的な指導体制
 - ・定期的な情報交換（生徒指導委員会→学年・全職員，生徒指導協議会）
 - ・Q-Uの活用（分析・対応策の検討：生徒指導協議会）
- ② 早期発見 生徒の変化を敏感に察知
 - 日々の観察
 - 生活記録，自主学習ノートの活用
 - いじめに関するアンケート（年間3回：7月・11月・2月）
 - 情報の共有化：生徒指導委員会，職員打合せ
 - 記述内容の確認とダブルチェック（人を替えて、複数人で再確認をする。）
 - 内容に応じた個別面談
 - 教育相談（二者面談，三者面談，チャンス相談）
- ③ 迅速な対応 問題を軽視せず「学校いじめ対策組織」を中心とした組織的な対応
 - 「学校いじめ対策組織」を招集
 - 正確な実態把握（当該生徒，まわりの生徒，教職員等からの聞き取り）
 - 速やかな指導体制・方針の決定（学校いじめ対策組織による対応）
 - 生徒への指導・支援
 - いじめを受けた生徒を保護し，心配や不安を取り除く。
 - 加害生徒に相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い，「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
 - 関係機関・保護者との連携
 - スクールカウンセラーによるカウンセリング
 - 対応と経過の観察
 - いじめの解消
 - いじめによる行為が止んでいること
 - ・少なくとも3か月を目安とする。
 - 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - 解消後、またいじめが起こってしまわないように見守っていくこと

3 いじめ根絶プロジェクト組織



4 年間計画

月	実施予定・内容	月	実施予定・内容
4	生徒指導協議会① 新入生に関する申し送り事項の確認 いじめ根絶プロジェクト案の作成	10	生徒指導協議会④ 教育相談（二者相談）
5	特に指導を要する生徒の情報交換	11	教育相談（三者相談） Q-Uに基づく校内研修 （経過・改善策の検討）
6	生徒指導協議会②（リーガルマインド 向上のための研修） Q-U実施（1・2学年）	12	生活アンケート調査② （いじめ根絶チーム：記述内容の確認 とダブルチェック・実態把握・対応 策の検討）
7	Q-Uに基づく校内研修 （理解・対応策の検討） 生活アンケート調査① （いじめ根絶チーム：記述内容の確認 とダブルチェック・実態把握・対応 策の検討）	1	生徒指導協議会④（いじめ問題への法的 対応の研修）
8	生徒指導協議会③（いじめ対応のシミュ レーションの実施）	2	生活アンケート調査③ （いじめ根絶チーム：記述内容の確認 とダブルチェック・実態把握・対応 策の検討）
9	特に指導を要する生徒の情報交換	3	いじめ根絶プロジェクトの今年度の反省 をもとにした評価と改善 （いじめ対応の実施状況を振り返り、 次年度案の計画や学校いじめ防止基 本方針の見直し・改善を図る）

※いじめの認知件数が一年間を通じ零件であった場合は、その事実をホームページや学校だより等で公表する

5 いじめを認知したときの対応

	状 況	対 応
認知前	1 いじめの可能性のある情報をキャッチ（情報を確認） 2 報 告 ・ 憶測を入れずに事実のみ ・ 些細なことでも報告	担任，生徒，保護者，他の教職員等，市民 報告 ・ 生徒指導主事 ・ 学年主任 ・ 管理職
認知当日（翌日まで）	3 学校いじめ対策組織を招集 4 事実関係の把握・情報収集 ・ いじめを受けた生徒 ・ 加害生徒 ・ まわりの生徒 ・ 教職員 ・ 保護者	対応方針の明確化，役割分担 担任・学年主任等 ○ いじめを受けた生徒と加害生徒の情報を突き合わせる。（情報を正確に把握する） ○ 生徒指導主事，管理職へ報告 ○ いじめの認知について判断し、対応策を協議 ※ 学校としての方針，面談の日時等の確認 ※ いじめを認知した場合、速やかに福島市教育委員会に報告（様式2「いじめに関する報告書」提出） ○ いじめを受けた生徒の保護者と加害生徒の保護者への連絡 ※ 学校としての方針，面談の日時の連絡 ※ 保護者や生徒の気持ちに寄り添った対応
3日以内	5 校内サポートチームの構築	学校いじめ対策組織による対応 管理職，担任，学年主任，生徒指導主事，養護教諭，スクールカウンセラー等 ○ 指導・援助の方針の立案，共有 ○ 指導・援助体制の構築 ・ 誰が，誰に，いつまでに，何をするか ・ すぐに行う対応 ※ いじめを受けた生徒の心配や不安を取り除く ・ 中・長期的な対応 ・ 保護者への対応 ○ 「いじめ防止サポートチーム」の派遣について検討する ○ いじめが重大事態化しないよう最大限に注意を払う
経過観察	6 いじめの解消	○ 卒業するまで注意深く見守る。 ○ 進級、進学時の引継ぎを確実にを行い、同じ事が起きないように注意する。

6 いじめ早期発見のため

(1) 日常観察

- ① 個人の観察 <服装, 顔色, 友人との関係 その他>
- ② 学級の観察 <冷やかし, 陰口, 無視など, 雰囲気の変化>

(2) アンケート調査の活用 ※アンケート実施後は、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を替えて、複数人で再確認をする。）

(3) その他

- ① 他教職員との情報交換（連携）
- ② スクールカウンセラーの活用

※ 随時生徒の状況を把握する。

※ 気になる点が見られたらすぐに報告する。必要に応じて組織的に対応をする。

7 いじめの深刻度とその対応

	状況	対応
レベル1	・学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめにあったと感じる。	○アンケート調査（内容の確認とダブルチェック） ○個別面談 ○声掛け ○傾聴
レベル2	・元気がない、学習意欲が低下する ・身体的不調を訴える（保健室への出入りの増加） ・交友関係が変化する（孤立） ・頻繁にいたづらをされる、物がなくなる ・欠席・遅参・早退等が増える（不登校傾向）	○組織的対応：いじめ根絶チーム ○事実関係の把握 ○被害者の心のケア ○加害者への指導 ○家庭・地域との連携
レベル3	・不登校、別室登校 ・身体的損傷（打撲、傷、衣服の汚れ等） ・暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害	○警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関との連携 ○出席停止等の措置
レベル4	・自殺未遂、自殺	○スクールカウンセラー等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、子どもたち ○教職員、窓口の一本化：マスコミへの対応

8 いじめ重大事態への対処

(1) いじめ重大事態の定義

定義	<p>～いじめ防止対策推進法より～</p> <p>(学校の設置者又はその設置する学校による対処)</p> <p>第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p style="text-align: right;">(法第 28 条第 1 項)</p>
----	---

(2) いじめ重大事態の調査

いじめの重大事態に関する調査については、平成 29 年 3 月 30 日付文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考にし、被害者側に寄り添った対応を行います。重大事態となるいじめは以下による。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(3) いじめ重大事態が発生した時の対応

① 重大事態の発生及び疑い

学校は、上記①～③のいずれかに該当すると認めたととき、福島市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

※学校は、7 日以内に教育委員会を通じて市長に報告する。

② 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合の対応

	状 況	対 応
①	学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置する	○学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。＜学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA 代表、警察関係者（OB も含む）、教育委員会の SC・SSW 等＞

②	学校の調査組織で、事実関係の調査を実施する	<ul style="list-style-type: none"> ○調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図る。 ○原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積する。 ○教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。 ○被害生徒及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。
③	累積した記録をもとに、調査結果をとりまとめる	<ul style="list-style-type: none"> ○聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめる。 ○調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。 ○報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告する。
④	仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は被害生徒及びその保護者に調査結果を報告するが、被害生徒及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出する。
⑤	調査結果を踏まえた必要な措置を講じる	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、学校は、調査資料を整理しておく。 ○学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じる。